

政府調達に係る苦情の処理手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会（以下「委員会」という。）が行う地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する国際約束（以下「協定等」という。）に係る調達の苦情の処理手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会及び委員)

第2条 委員会及び宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会の委員（以下「委員」という）は、公共工事等入札・契約適正化委員会条例に従うとともに、この要領の対象となる手続を行う場合においては本要領の規定に従うものとする。

- 2 委員会は、苦情を文書で受理し、調達機関（別表1に定める機関をいう。以下同じ。）による当該苦情に係る調達のいかなる側面に関しても事実関係を調査し、調達機関に対する提案等を行う。
- 3 申し立てられた苦情に関して利害関係を持つと認められる委員は、当該苦情の検討に参加することができない。
- 4 委員は、次のいずれかに該当する場合を除き、在任中、その意に反して罷免されることがない。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けたとき
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき
 - (3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(苦情の申立て)

第3条 供給者（別表2に定める者をいう。以下同じ。）は、協定等の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対して、様式第1号により苦情の申立て（以下「申立て」という。）を行うことができる。

- 2 供給者は、協定等の違反があると考えられる場合には、当該調達を行った機関と協議の上、解決を求めるよう努めなければならない。この場合において、供給者から協議の申出を受けた調達機関は、当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。

(期間)

第4条 本処理手続きにおいて、日数の計算は、特に規定のない限り暦日による。

- 2 本処理手続きにおいて、作業日とは、県の休日（宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第十号）第1条に規定する日。以下同じ。）でない日をいう。
- 3 本処理手続きにおいて、期間の初日は算入しない。
- 4 本処理手続きにおいて、期間の末日が県の休日に当たるときは、期間はその翌日に満了する。

（申立てを行った供給者以外の参加者等）

第5条 申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つすべての供給者は、この要領による苦情の処理手続きに参加することができる。

- 2 申立てがあった場合、当該苦情に係る調達を行った機関（以下「関係調達機関」という。）は、この要領による苦情の処理手続きに参加しなければならない。
- 3 申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ供給者であって当該苦情の処理手続きに参加を希望するものは、第6条第6項に定める公示後5日以内に参加の意思を様式第2号により委員会に通知しなければならない。当該供給者であって通知を行った者（以下「参加者」という。）は、本処理手続きの適用を受ける。
- 4 前項の規定による参加の通知は、いつでも取り下げることができる。

（苦情の検討の手續）

第6条 供給者は、調達手續のいずれの段階であっても、協定等のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面により委員会へ申立てを行うことができる。この場合、委員会は、申立てがあった後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。

- 2 委員会は、申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員長は職権で補正することができる。
- 3 委員会は、原則として、申立て後10作業日以内に、苦情について検討し、次の各号のいずれかに該当する場合には、書面により理由を付して却下することができる。
 - (1) 第1項に定める期限を過ぎて申立てが行われた場合
 - (2) 申立ての内容が協定等と無関係な場合
 - (3) 申立ての内容が軽微な場合又は無意味な場合
 - (4) 供給者からの申立てでない場合

(5) その他委員会による検討が適当でない場合

- 4 関係調達機関は、申し立てられた苦情が却下されるべきと判断する場合には、委員会に対し、書面により理由を付して却下すべき旨申し出ることができる。
- 5 委員会は、第1項に定める期限を過ぎて申立てが行われたときでも、正当な理由があると認める場合には当該申立てを受理することができる。
- 6 委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合には、当該苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）及び関係調達機関に対しその旨を直ちに文書で通知するとともに、委員長の定めるところにより公示を行う。
- 7 契約締結又は契約執行の停止に関する手続は、次のとおりとする。
 - (1) 委員会は、契約締結に至る前の段階で申立てを受理した場合には、原則として関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を、申立て後12作業日以内に速やかに文書で行う。
 - (2) 委員会は、契約締結後10日以内に申立てが行われ、受理した場合には、原則として関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約執行を停止すべきである旨の要請を速やかに文書で行う。
 - (3) 委員会は、緊急かつやむを得ない状況にあるため、関係調達機関に対し契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を行わないと決定した場合には、その旨を理由を付して直ちに苦情申立人に文書で通知する。
 - (4) 関係調達機関は、委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。
 - (5) (4)の場合において、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由を付して直ちに様式第3号により委員会に文書で通知しなければならない。委員会は、当該通知のあった後直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付する。
 - (6) (5)の通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足るものかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書をもって通知しなければならない。
- 8 検討の手続きは、次のとおりとする。
 - (1) 委員会は、苦情申立人及び関係調達機関に対し説明、主張、文書の提出等を求め、これに基づき、苦情についての検討を行う。
 - (2) 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じる恐れのある場合を除き、説明、主張、文書の提出等を拒むことができない。
 - (3) 委員会は、説明、主張、文書の提出等が、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じる恐れのある場合に該当するかどうかの判断をするために必要があると認めるときは、関係調達機関に説明、主張、文書の提示等をさせることができる。こ

- の場合においては、何人も、その説明、主張、文書等の開示を求めることができない。
- (4) 委員会は、受理した苦情に係る調達に関して裁判所に対し訴えが提起された場合であっても、当該訴えにかかわらず、この要領による苦情の処理手続に従い苦情についての検討を行う。
 - (5) 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会が検討の結果を取りまとめる前に、委員会に出席し意見を述べるができる。
 - (6) 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、弁護士又は委員会の承認を得たものを代理人とすることができる。
 - (7) (6)の承認は、いつでも取り消すことができる。
 - (8) 代理人の権限は、書面をもって証明しなければならない。
 - (9) 代理人が二人以上あるときは、各人が本人を代理する。
 - (10) 苦情申立人、参加者、関係調達機関及び代理人は、委員会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。
 - (11) (10)の承認は、いつでも取り消すことができる。
 - (12) 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、当該申立てに関して開催される委員会における互いの陳述を傍聴することができる。ただし、委員会が傍聴が適当でない判断する場合は、この限りでない。
 - (13) 委員会は、その判断により、証人を出席させることができる。
 - (14) 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会において自らが行う意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を求めることができる。この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する商業上の秘密情報の保護に配慮されたものでなければならない。
 - (15) 委員会は、苦情申立人若しくは関係調達機関の要請により、又は委員会自らの発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。
 - (16) 委員会は、必要に応じ、検討の対象となる調達に関し識見を持つ技術者等から意見を聴くことができる。この場合において、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者であってはならない。

9 第1項による申立てはいつでも取り下げることができる。

10 関係調達機関が提出する書類及び当該書類に関する手続等は、次のとおりとする。

- (1) 関係調達機関は、申立てが委員会に受理された場合、当該申立ての写しが当該関係調達機関に送付された後14日以内に、委員会に対し、様式第4号に次に掲げる事項を含む申立てに係る調達に関する書類を添えて提出しなければならない。
 - イ 当該申立てに係る調達に関連する仕様書、その一部を含む入札書類その他の文書
 - ロ 関連する事実、判明した事実並びに関係調達機関の行為及び提案を明記し、かつ、苦情事項のすべてに答えている説明文
 - ハ 苦情を解決する上で必要となり得る追加的事項又は情報

- (2) 委員会は、前号に定める書類を受領した後直ちに苦情申立人及び参加者に対し当該書類の写しを送付するとともに、当該写しを受領した後7日以内に、委員会に意見又は当該書類に基づき苦情の検討を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。
- (3) 委員会は、調達に利害関係を持つ者の同意があった場合を除き、当該者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他供給者が提出した商業上の秘密情報を第三者に開示してはならない。

(検討の結果及び提案)

- 第7条 委員会は、申立てがあった後90日以内（公共事業に係る申立てにあつては、50日以内）に、検討結果の報告書を文書で作成する。この場合、委員会は、当該報告書において、検討の結果の根拠に関する説明を付して、苦情の全部又は一部を認めるか否かを明らかにするとともに、調達の手続が協定等の規定に反して行われたものか否かを明らかにする。
- 2 委員会は、協定等に定める措置が実施されていないと認める場合には、次に掲げる事項のいずれかを含む適切な是正策を提案するため、報告書とともに提案書を文書で作成する。
 - (1) 新たに調達手続を行う。
 - (2) 再度調達を行う。
 - (3) 調達を再審査する。
 - (4) 他の供給者を契約締結者とする。
 - (5) 契約を破棄する。
 - 3 委員会は、報告書及び提案書を作成するに当たり、調達手続におけるかしの程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定等の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が調達機関に与える負担、当該調達の緊急性及び関係調達機関の業務に対する影響等、当該調達に関する状況を考慮する。
 - 4 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は少数意見を報告書に付記することができる。
 - 5 委員会は、報告書及び提案書を作成した後直ちに苦情申立人、関係調達機関及び参加者に送付する。
 - 6 関係調達機関は、原則として、当該関係調達機関自身の決定として、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の提案に従うものとする。ただし、関係調達機関は、提案に従わないとの判断を行った場合には、提案書を受領した後10日以内（公共事業に係る申立てにあつては、60日以内）に、様式第5号により理由を付して委員会に通知しなけ

ればならない。

7 委員会は、検討の結果及び提案に対する外部からの照会に応じる。

8 委員会は、申し立てられた苦情を検討する場合において、当該苦情に係る調達に関して法律に違反する不正又は行為の証拠を発見したときは、適当な執行当局による措置を求めるため、当該執行当局に通報する。

(迅速処理)

第8条 委員会は、苦情申立人又は関係調達機関から様式第6号により文書で苦情の迅速な処理の要請があったときは、この条に定める迅速処理の手続に従って苦情処理を行うか否かを決定する。

2 委員会は、迅速処理の要請を受領した後直ちに迅速処理を適用するか否かを決定し、苦情申立人、関係調達機関及び参加者に対してその決定の結果及びその理由を通知する。

3 迅速処理が適用される場合の期限及び手続は、次のとおりとする。

(1) 関係調達機関は、委員会から迅速処理が適用される旨の通知を受けた後6作業日以内に、第6条第10項第1号に定める書類を委員会に提出しなければならない。

(2) 委員会は、前号の書類を受領した後直ちに、苦情申立人及び参加者に対し当該書類の写しを送付するとともに、当該写しを受領した後5日以内に、委員会に意見又は当該書類に基づき事実判断することを希望する旨の要望を提出する機会を与える。この場合において、苦情申立人又は参加者から意見又は要望が提出されたときは、委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちにその写しを関係調達機関に送付する。

(3) 委員会は、申立てがあった後45日以内（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る申立てにあっては、25日以内）に、検討の結果の報告書及び提案書を文書で作成する。

(苦情の受付及び処理の状況の公表)

第9条 知事は、政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況を取りまとめ、その概要を定期的に公表する。

(調達に係る文書の保存)

第10条 調達機関は、苦情の処理手続に資するため、協定等の対象となる調達を行った場合には、当該調達に係る契約の日から3年間（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る場合にあっては5年間）、当該調達に係る文書（電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。）を保存しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 政府調達に関する苦情の処理手続要領（平成8年1月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別表1)

「政府調達に関する苦情の処理手続要領」第2条に規定する調達機関について

本処理手続における「調達機関」とは、产品及びサービス又は公共工事等の調達を行う機関であって県の機関及び県が単独で設立する地方独立行政法人とする。

(別表2)

「政府調達に関する苦情の処理手続要領」第3条に規定する供給者について

本処理手続における「供給者」は、次のとおりとする。

1 公共事業以外の政府調達の場合

調達機関が產品又はサービスの調達を行った場合に当該產品又はサービスの提供を行った者又は行うことが可能であった者

2 公共事業の工事の政府調達の場合

(1) 苦情申立てが有資格業者の登録に関するものである場合には、当該登録を申請した者

(2) 一般競争入札による場合には、次に掲げる者

イ 苦情申立てが競争参加資格の確認に関するものである場合には、当該競争参加資格の確認を申請した者

ロ 苦情申立てが前号及びイを除く調達手続に関するものである場合には、競争参加資格の確認を受けた者

ハ 苦情申立てが入札結果に関するものである場合には、入札を行った者

(3) 前号以外の手続による場合には、当該契約に係る有資格者の登録を受けている者
(随意契約にあつては、当該契約に利害関係をもつ者)

3 公共事業の設計・コンサルティング業務の政府調達の場合

(1) 苦情申立てが有資格者の登録に関するものである場合には、当該登録を申請した者

(2) 公募型プロポーザル方式又は公募型競争入札方式による場合には、次に掲げる者

イ 苦情申立てが提案書提出者の選定（公募型プロポーザル方式）又は競争参加者の選定（公募型競争入札方式）に関するものである場合には、当該調達に関心表明を行った者

ロ 苦情申立てが前号及びイを除く調達手続に関するものである場合には、提案書の提出を認められた者（公募型プロポーザル方式）又は競争参加者として認められた者（公募型競争入札方式）

ハ 苦情申立てが提案書の特定に関するものである場合（公募型プロポーザル方式）には提案書の提出を行った者、入札結果に関するものである場合（公募型競争入札方式）には入札を行った者

(3) 前号以外の手続による場合には、当該契約に係る有資格者の登録を受けている者
(随意契約にあつては、当該契約に利害関係をもつ者)

宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会
委員長 殿

申立人 所在地
名 称
代表者

苦情申立書

(調達機関)の行った調達が、政府調達に関する協定等に反する形で行われたと判断しますので、政府調達に係る苦情の処理手続要領第3条の規定により、下記のとおり苦情を申し立てます。

記

1 当事者

(1) 申立人

(所在地, 名称, 代表者, 電話番号等)

(2) 調達機関

(所在地, 名称, 代表者, 電話番号等)

2 申立ての内容

(1) 苦情の内容

(2) 調達の手続が協定等に反して行われたと判断される内容

(3) 委員会が調達機関に提案するよう求める適切な是正策の内容

3 苦情の申立てに係る調達に関する状況

(苦情に至るまでの事実経過, 調達機関との交渉・争点等の概要, 申立人が被った不利益の概要等)

宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会
委員長 殿

参加者 所在地
名称
代表者

苦情処理手続参加通知書

年 月 日付で公示された政府調達に関する苦情申立事件（ 年
第 号事件）について、苦情の処理手続に参加したいので、政府調達に係る苦情の処理
手続要領第5条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 参加者
(所在地, 名称, 代表者, 電話番号等)
- 2 苦情の申立てに係る調達との利害関係

宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会
委員長 殿

関係調達機関 所在地
名 称
代表者

契約締結又は契約執行不停止 通知書

年 月 日付けで公示された政府調達に関する苦情申立事件（ 年
第 号事件）について、 年 月 日付けで契約締結（契約執行）を停止す
るよう要請がありました。下記理由により委員会の要請に従うことができないと判断
しましたので、政府調達に係る苦情の処理手続要領第6条第7項第5号の規定により、通
知します。

記

- 委員会の要請に従うことができないと判断した理由

宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会
委員長 殿

関係調達機関 所在地
名 称
代表者

印

苦情の申立てに係る調達 に関する書類

年 月 日付で公示された政府調達に関する苦情申立事件（ 年
第 号事件）について、政府調達に係る苦情の処理手続要領第6条第10項第1号の規
定により、下記のとおり関係書類を提出します。

記

- 1 当該苦情の申立てに係る調達に関連する仕様書、その一部を含む入札書類その他の文
書
- 2 関連する事実、判明した事実並びに関係調達機関の行為及び提案を明記し、かつ、苦
情事項のすべてに答えている説明文
- 3 苦情を解決する上で必要になり得る追加的事項又は状況

年 月 日

宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会
委員長 殿

関係調達機関 所在地
名 称
代表者

印

委員会の提案に従わないことの 通知書

年 月 日付で公示された政府調達に関する苦情申立事件（ 年
第 号事件）について、 年 月 日付で当該苦情の申立てに係る改善措
置についての提案がありました。下記のとおり理由により委員会の提案に従うことができな
いと判断しましたので、政府調達に係る苦情の処理手続要領第7条第6項の規定により、通
知します。

記

- 委員会の提案に従うことができないと判断した理由

宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会
委員長 殿

申請人 所在地
名 称
代表者

迅速処理要請書

年 月 日付で公示された政府調達に関する苦情申立事件（ 年
第 号事件）について、政府調達に係る苦情の処理手続要領第8条の規定により、苦情
の迅速処理を要請します。

記

- 迅速処理を要請する理由